

那珂市教育大綱（素案）

～未来を担う人と文化を
育むまちづくり～



平成30年 月
那 珂 市

～ 目 次 ～

< 大綱策定の趣旨 >	—————	1
< 関連計画との整理 >	—————	1
< 大綱の期間 >	—————	1
< 大綱の基本理念 >	—————	1
< 大綱の基本施策 >	—————	2
< 基本施策の方針 >	—————	2
施策1 豊かな心を育む学校教育の充実を図る	—————	2
施策2 未来を担う青少年の健全育成を図る	—————	3
施策3 生涯にわたり学ぶことができる環境を整える	———	3
施策4 スポーツを身近に感じ親しめる環境を整える	———	3
施策5 歴史資産と伝統文化を保存・継承し活用を図る	———	3

＜大綱策定の趣旨＞

この大綱は、那珂市の学校教育及び生涯学習、伝統文化等の振興に関する総合的な基本施策の方針を定めるものです。

平成27年4月1日一部改正施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、大綱は「総合教育会議」において協議し、市長と教育委員会が教育政策の方向性を共有し取りまとめたものです。

＜関連計画との整理＞

那珂市では、平成30年3月に、平成40年3月までの10年間のまちづくりの指針として「第2次那珂市総合計画」を策定しました。

本市の教育行政は、同計画に基づき、施策の目的と成果指標を設定し、各種施策に取り組んでいることから、総合教育会議にて協議・調整した結果、「同計画の教育に関する部門（第3部第4章）をもって、那珂市教育大綱とする」こととなりました。

＜大綱の期間＞

期間は、平成31年度～平成34年度までの4年間とします。

※第2次那珂市総合計画（前期計画）に合わせた期間とするものです。

＜大綱の基本理念＞

《未来を担う人と文化を育むまちづくり》

市の未来を担う子どもたちが、確かな学力と豊かな心を身につけられるように、学校教育の充実に取り組むとともに、地域全体で青少年を育てる意識を高めます。市民が生涯にわたり豊かな心と健全な体で自然とふれあい、文化を育みながら暮らせるように、生涯学習・生涯スポーツ環境の充実と自主的な活動を支援します。

また、市民が郷土の歴史や伝統を身近なものと感じられるように、歴史資産や伝統文化を保存・継承し活用を促進します。

<大綱の基本施策>

～ 第2次那珂市総合計画に基づき、那珂市の教育は、
つぎの5つを基本施策とします。～

施策1 豊かな心を育む学校教育の充実を図る

施策2 未来を担う青少年の健全育成を図る

施策3 生涯にわたり学ぶことができる環境を整える

施策4 スポーツを身近に感じ親しめる環境を整える

施策5 歴史資産と伝統文化を保存・継承し活用を図る

<基本施策の方針>

施策1 豊かな心を育む学校教育の充実を図る

- 自らの夢や希望に向けて、力強く生き抜く児童生徒を育成するため、小中一貫教育を更に推進し、児童生徒の発達段階に応じたきめ細かな学習指導や生徒指導を行います。
- 児童生徒の不安や悩みなどを解消するため、相談体制の充実を図ります。
- 教育関連施設・設備の維持管理や教材備品の配備を適切に行うなど、教育環境の整備を進めます。
- 小規模校の活性化を図るとともに、将来の学校を取り巻く状況を踏まえ、小中学校の適正規模化について検討します。
- 市民自治組織や市民活動団体などとの連携、食育の観点を踏まえた地産地消を推進する学校給食の提供など、特色ある学校づくりを進めます。

施策2 未来を担う青少年の健全育成を図る

- 市の未来を担う青少年が心豊かにたくましく育つように、地域・家庭・学校と連携し、親と子どもの地域活動や文化・スポーツ活動への参加を促進するとともに、学びや体験を通じた社会性を育む機会を提供します。
- 多感な青少年期の不安や悩みを解消できる相談体制の充実を図ります。
- 青少年の健全育成に関し、家庭が果たす役割や家庭教育のあり方について市民の理解が深まるように、学習機会の提供や啓発を行います。

施策3 生涯にわたり学ぶことができる環境を整える

- 市民一人ひとりが生涯にわたりテーマを持って学習できるように、生涯学習環境の充実や市民ニーズに応じた魅力ある学習機会の提供に努めます。
- 幅広い世代が芸術文化に興味や関心を持てるような場を提供し、芸術文化を振興する機運を高めます。

施策4 スポーツを身近に感じ親しめる環境を整える

- 市民がスポーツを通して心身ともに充実して健康に暮らせるように、スポーツ環境の充実を図ります。
- 市民主体のスポーツ活動を活発化するため、人材の育成・確保に努めるとともに、身近な地域でスポーツに触れる機会を提供する総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。

施策5 歴史資産と伝統文化を保存・継承し活用を図る

- 市内に残る文化財や史跡などの歴史資産と郷土芸能などの伝統文化を後世に残すため、適切な保護・保存・伝承に努めるとともに、市の歴史や先人たちの偉業を広め、市民一人ひとりにふるさとを愛し、誇る心を育てます。
- 産業や観光の振興を図るための地域資源として、歴史資産と伝統文化の活用を図ります。



那珂市民憲章

わたしたち那珂市民は、那珂・久慈の清らかな流れと豊かな緑に恵まれた郷土を愛し、市民としての誇りを持ち、明るく住みよいまちをめざします。

- 1 すこやかな心と体をつくりましょう
- 1 伝統を大切にし教養をふかめましょう
- 1 助け合い思いやる心をもちましょう
- 1 きまりを守り安全を心がけましょう
- 1 自然を愛し資源をいかしましょう

平成21年9月3日制定